その他の活用事例

▶ 良好な居住環境を保ちたい!

近隣トラブルを起こす入居者が居ても、定 期建物賃貸借契約であれば、契約期間の満 了により契約を終了することができるため、 中長期的にモラルのある入居者を確保し、 近隣とのトラブル防止につなげやすくなり ます。





● 賃料不払い等への不安を 解消したい!

受け入れに当たって不安のある入居希望 者に対しても、定期建物賃貸借契約であ れば、契約期間の満了により契約を終了す ることができるため、例えば賃料不払いの リスク等を軽減し、安定した賃貸住宅経営 が可能です。

♪ ディサービス施設や グループホーム施設として 貸したい!

空き家をデイサービス施設やグルー プホーム施設として長期の定期建物 賃貸借契約で貸し出すことにより、 資産の有効活用が可能です。









現在の普通建物賃貸借契約の始期が「平成12年3月1日」以降 であれば可能です。その際、賃貸人と賃借人の間で「普通建物 賃貸借契約を解約すること」と「定期建物賃貸契約を締結する こと」をしっかり合意することが大切です。



法令上の義務はありませんので、終了通知を出さなくても問題 ありません。

定期建物賃貸借契約を再契約する際に、気を付けなけれ ばいけないことは何でしょうか。

更新ではなく、再度新たな契約を結ぶ扱いとなるため、最初の 契約時と同じこと(事前説明等)を行いましょう。

定期建物賃貸借契約を再契約する場合、敷金の精算等 の費用はどのように扱われるのですか。

敷金の精算は最終的な退去時に行えばよく、必ずしも再契約時 に行う必要はありません。

なり、安定した賃貸住宅経営が可能になることが挙げられます。 賃借人のメリットとしては、定期建物賃貸借の物件は、良好な居 住環境が保ちやすいと言われております。また、短期間の契約 ができることもあるため、ライフスタイルに合わせて借りること

定期建物賃貸借契約を利用する賃貸人と賃借人のメリット

賃貸人のメリットとしては、期間満了により確実に賃貸借契約を

終了させることができるため、契約期間や収益の見通しが明確に

- 定期建物賃貸借契約の事前説明の内容に誤りがあった 場合、契約はどのように扱われますか。
- 事前説明の内容に誤りがあった場合や事前説明をしなかった 場合、期間の定めのない普通建物賃貸借契約として扱われます。

●国土交通省では、定期建物賃貸借契約の締結の際に参考にしていただける、契約書のひな形(定期賃貸住宅標準契約書)を作成しています。

URL http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000030.html

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 賃貸住宅対策室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL:03-5253-8111(内線39365)

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル17階 TEL:03-6265-1555

《大家さんのための》 定期建物賃貸借契約

定期建物賃貸借契約では、 契約で定めた期間が満了 することにより、更新される ことなく、確定的に賃貸借 契約が終了します。

契約期間や収益の見通しが 明確になり、経済合理性に 則った賃貸住宅経営が可能 となります。



定期建物賃貸借契約と普通建物賃貸借契約との比較

	定期建物賃貸借契約	普通建物賃貸借契約
契約方法	● 公正証書等の書面による契約に限る② 賃貸人は「更新がなく、期間の満了により終了する」ことを契約書等とは別に、予め書面を交付して説明しなければならない	書面による契約でも、口頭による契約のいずれでも可 (口頭の合意だけでも契約は成立しますが、紛争を 防止する観点から、契約書を作成し、契約条件を明確 にしておくことが望ましい)
更新の有無	期間満了により終了し、更新がない (ただし、再契約は可能)	賃貸人による更新拒絶等に <u>正当事由</u> がある場合を 除いて更新
期間を1年未満とする 建物の賃貸借の効力1年	1年未満の契約も有効	期間の定めのない賃貸借とみなされる
賃借料の増減請求権の 排除の可否	増額請求権、減額請求権のいずれも特約で排除可能	増額請求権のみ特約で排除可能
貸借人からの 中途解約の可否	 ● 床面積200㎡未満の居住用の建物については、 借家人が、転勤、療養、親族の介護などのやむを得ない事情により、建物を生活の本拠として使用することが困難となった場合には、貸借人の方から中途解約の申入れをすることが可能(申入れの日後1か月の経過により賃貸借契約が終了) ② ●以外の場合は中途解約に関する特約があればその定めに従う 	中途解約に関する特約があれば、その定めに従う

「正当事由」の

- ●建物の賃貸人及び賃借人(転借人を含む)双方 ●建物の利用状況及び建物の現況
- の建物の使用を必要とする事情の比較 ■建物の賃貸借に関する従前の経過
- ●建物の賃貸人が建物の賃借人に対して財産上の給付 (立退料等)をする旨の申出をした場合におけるその申出

など、上記のことを総合的に考慮して判断されることになります。

定期建物賃貸借契約の流れ

:→1 契約

賃貸人が賃借人に対し、「この 賃貸借契約は更新がなく、期間 の満了により終了する」旨を (契約書とは別に)書面を交付 して、その旨を対面、電話、ITなど によって説明(=「事前説明」) します。





契約締結にあたり、宅地建物取 引業者が仲介する場合は、宅地 建物取引業者が賃貸人の代理と して「事前説明」を行うことができ ます。

その際、重要事項説明書の中に 「事前説明 |を併せて記載し、同 時に説明することができます。

契約は書面により行い ます。(必ずしも「公正証 書」である必要はありま せん。)



主な活用事例

建て替えの予定に合わせて 貸したい!

物件の建て替えに伴い、入居者に退去し てもらう場合、建て替え時期を契約の終 期とする定期建物賃貸借契約であれば、 部屋の明渡しがスムーズに進むほか、 建て替え時期までの短期間でも入居者 を募集できるため、空室の有効活用が 可能です。



♪ 大規模修繕の予定に合わせて 貸したい!

大規模修繕計画に基づく適切な維持管理 は、安定した賃貸住宅経営のために大変重要 です。定期建物賃貸借契約であれば、計画に 合わせて契約期間を設定できるため、短期間 に集中的に工事を進めることが可能です。



転勤することになった場合、自宅を留守にし たままでは手入れがされずに傷みが加速し てしまいます。また、住宅ローン返済中であ れば、転勤先での住居費と住宅ローンの二 重の負担が生じます。定期建物賃貸借契約 であれば、自宅に戻る時期に合わせて契約の 期間を設定できますし、その賃料を住宅ロー ンの返済に充てることも可能です。



2入居

床面積が200㎡未満の居住用の建物について は、賃借人に、転勤、療養、親族の介護などのや むを得ない事情がある場合には、賃借人の方 から中途解約の申入れをすることが可能です。 申入れの日から1か月後に賃貸借契約が終了 します。



契 期

間

期間満了の

1年前

期間満了の

6か月前

定期建物賃貸借の期間が1年以 上の場合、賃貸人は賃借人に、期 間満了の1年前から6か月前まで の間に、「期間の満了により賃貸 借契約が終了する」旨を通知しま す(賃借人に契約終了の注意を 喚起し、代替物件を探すために 必要な期間を確保するため)。

最近の活用事例

か 短期間でも貸したい! (マンスリー等)

定期建物賃貸借契約で あれば、転勤や長期出 張、学生の就職活動など に合わせた期間で貸し出 すことが可能です。



♪ ペット共生住宅として貸したい!

ペット共生住宅では、近隣の迷惑にならないよう規約を守ってペッ トを飼育してもらうことが大切です。定期建物賃貸借契約であれば、

規約を守らない入居者と 再契約を結ばないことで モラルのある入居者を確 保し、近隣とのトラブル 防止につなげやすくなり ます。



-4 再契約へ←--- 3 期間満了---→4 契約終了

賃貸人・貸借人双方が合 意すれば、再契約するこ とも可能です。





♪ 別荘やセカンドハウスを貸したい!



シェアハウスとして 貸したい!



